

令和6年度 事業計画

基本方針

本協会は、公益社団法人として、全道の食品衛生協会と緊密な連携を図り、飲食に起因する食中毒などの危害の発生を防止するための事業を推進するとともに、食品関係業者への食品衛生管理の指導等及び消費者への食品衛生思想の普及啓発を行うことにより、公衆衛生の向上及び道民の健康増進に寄与することを目的とし、次に該当する事業を実施します。

- 1 食品衛生指導員による自主衛生管理のための事業
- 2 食品衛生に関する指導及び助言
- 3 食品衛生責任者の養成、教育研修及び活動の支援に関する事業
- 4 食品衛生思想の普及啓発に関する事業
- 5 食品衛生の向上に関する顕彰
- 6 食品衛生の向上に関する相談、講習会及びセミナー等の開催並びにこれらの支援
- 7 HACCPの推進に関する事業
- 8 地方食品衛生協会の構成員及びその従業員の健康の保持増進に関する事業
- 9 食品営業賠償共済その他地方食品衛生協会の構成員の福利厚生に関する事業
- 10 食品衛生の向上のため必要な機材、器具等の斡旋
- 11 その他本協会の目的を達成するために必要な事業

重点目標

- 1 食品営業賠償共済(あんしんフード君)の加入促進
- 2 HACCP制度化に対応する取組み(食の安心・安全・五つ星事業の活用)
- 3 「食中毒ゼロ」へ31年目の挑戦
- 4 食品衛生指導員活動の活性化
- 5 食品衛生責任者の養成と実務講習会の受講促進

令和6年度に実施する具体的な事業については、次のとおりとします。

なお、各事業の実施に当たっては、感染症の発生防止に努めながら行います。

第1 組織等に関する事項

1 地方食品衛生協会との連携

(1) ブロック会議の開催

公益社団法人北海道食品衛生協会（以下「道食協」という。）と地方食品衛生協会（以下「地方食協」という。）との連携を図るため、道内8ブロックにおいてブロック会議を開催し、道食協からの事業説明や指示、事業推進等に関する協議、地方食協間の情報交換、指導員や地方食協会員に対する研修等を行います。

(2) 全道事務担当者会議の開催

道食協が実施する事業の円滑な推進と各地方食協との情報交換及び事業研修を目的として、地方食協の事務担当者を対象に会議を開催します。

(3) 食協あり方検討委員会の開催

道食協及び地方食協が積極的に活動できる組織のあり方や地方食協会員の確保、道食協に対する会費など組織の維持について検討します。

2 日本食品衛生協会との連携

(1) 日本食品衛生協会定時総会・全国支部長会議への出席

① 定時総会 令和6年6月21日（金） 新・食品衛生センター（東京）

② 全国支部長会議 令和6年10月23日（水）、令和7年3月（東京）

(2) 北海道・東北ブロック連絡協議会、大会への出席

公益社団法人日本食品衛生協会（以下「日食協」という。）が主催する連絡協議会等に参加し、最新の食品衛生情報の収集や共通する課題についての協議を行うとともに、県・政令指定都市食品衛生協会との相互連絡を図ります。

① 北海道・東北ブロック連絡協議会 令和6年7月3日（水） 仙台市

② 北海道・東北ブロック大会 令和6年7月4日（木） 仙台市

(3) 食品衛生全国大会への参加

① 食品衛生指導員全国大会 令和6年10月23日（水） 浅草公会堂（東京）

② 食品衛生功労者等表彰式 令和6年10月24日（木） 明治座（東京）

(4) 食品衛生指導員全国研修会への参加

次世代のリーダーを担う食品衛生指導員としての資質向上を図るため、日食協が開催する研修会に適任者を派遣します（9月頃）。

3 会議等の開催

(1) 総会・理事会

① 理事会（決算） 令和6年4月15日（月） ホテル札幌ガーデンパレス

② 定時総会 令和6年5月29日（水） ホテル札幌ガーデンパレス

③ 理事会（予算） 令和7年2月 札幌

(2) ブロック会議

令和 6 年度主要事業予定表を参照

(3) 北海道食品衛生大会

食品衛生の重要性を周知し、食品衛生思想の普及啓発と食品事業者の自主的な衛生管理体制の充実を図るため、北海道食品衛生大会を開催します。

令和 6 年 9 月 4 日（水）ホテル札幌ガーデンパレス

(4) 専門部会・委員会

道食協が実施する事業の推進と円滑な運営を図るため、次の部会、委員会を適宜開催します。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ① 共済部会 | 令和 6 年 6 月 27 日（木）ホテル札幌ガーデンパレス |
| ② 表彰選考審査会 | 令和 6 年 7 月 1 日（月）ホテル札幌ガーデンパレス |
| ③ 食協あり方検討委員会 | 令和 6 年 11 月下旬 |
| ④ 食品衛生指導員部会 | 令和 7 年 3 月中旬 |

(5) 全道事務担当者会議 令和 6 年 6 月 6 日（木）かでの 2.7

第 2 食品衛生の普及啓発事業

1 令和 6 年度（第 62 回）北海道食品衛生大会の開催

食品衛生の重要性を周知し、食品衛生思想の普及啓発と食品事業者の自主的な衛生管理体制の充実を図るため、次により食品衛生大会を開催します。

- | | |
|-------|-------------------|
| ① 期 日 | 令和 6 年 9 月 4 日（水） |
| ② 会 場 | ホテル札幌ガーデンパレス |
| ③ 内 容 | |

- ア 全道食品衛生指導員体験発表会
- イ 特別講演
- ウ 表彰式典（知事・会長表彰）

2 食品衛生知識の普及啓発の実施

食中毒等食品事故の防止を内容とした食品事業者や消費者向けのパンフレットを作成するなどして、食品衛生月間事業や食品衛生指導員の巡回指導時などに配布するなど、食品衛生知識の普及啓発に努めます。

また、日食協との共催により、「ノロウイルス食中毒予防強化期間」において、食品事業者や消費者を対象に、講習会の開催やリーフレットの配布など、啓発活動を実施します。

3 「食品衛生月間」の実施

食中毒が多発する 8 月を食品衛生月間に設定し、行政とも連携する中で、「食中毒ゼ

ロ」へ挑戦するため、次の事業を積極的に展開します。

食品衛生指導員による巡回指導等

- ① 広報車やパレードによるパンフレットの配布など街頭啓発活動
- ② 消費者教室や食中毒予防教室など普及啓発事業
- ③ 食中毒警報事業

4 苦情防止対策講習会の開催

食品衛生責任者等を対象に苦情の発生防止や適切な苦情処理についての講習会を開催します。

本年度は、石狩、岩見沢、砂川、富良野、今金、八雲、静内、広尾、標茶、天塩、余市、中標津、網走の13地方食協で実施します。

5 月刊誌「食と健康」の購読促進

日食協が発行する本誌は、食品衛生指導員や食品衛生責任者の“必読書”として、食品衛生に関する新しい知識や技術、最新の情報や関係省庁の動向のほか、食品事故の防止に関係の深いテーマなどを取りあげて、分かりやすく解説しています。

最近は、特に内容も一層充実して「会員に必ず役に立つ月刊誌」として認められていることから、役員・食品衛生指導員・食品衛生責任者はもとより、広く会員の皆様にも購読していただけるよう取組みを進めます。

第3 食品衛生の向上に必要な人材の育成事業

1 食品衛生責任者養成講習会・実務講習会の開催

北海道知事、旭川市長、函館市長並びに小樽市長から実施機関として指定を受けて行っている養成講習会及び実務講習会を次のとおり開催し、各営業施設での衛生管理の中心的役割を担う食品衛生責任者の養成と資質の向上を図り、自主管理体制の強化に努めます。

なお、これら講習会は、道食協会長と地方食協会長との事務委託契約に基づき実施します。

また、養成講習会については、営業者の利便性に配慮した受講機会を確保する観点などから、従来の会場集合型の講習会と併せて、eラーニング方式による講習会を毎年開催します。

- | | | |
|-------------|---------|----------------|
| ① 養成講習会 | 年間 66 回 | 受講予定者数 3,200 名 |
| ② 実務講習会 | 年間 72 回 | 受講予定者数 3,300 名 |
| ③ 養成 eラーニング | 通年 | 受講予定者数 2,300 名 |

また、講習内容の同一性、最近の食品衛生に関する話題の提供など食品衛生責任者講習会の円滑な実施を図るため、同講習会に派遣している講師を対象に研修会を実施

します。

2 食品衛生指導員の養成及び研修

食品衛生指導員の運営規程に基づき、地方食協を所管する行政当局の協力のもと、適任者の養成、特に指導員の若がえり、女性指導員の増員に努めます。

- (1) 食品衛生指導員の委嘱 適宜
- (2) 食品衛生指導員部会の開催 令和7年3月
- (3) 指導員研修会の実施

最近の食品衛生の課題について研修し、自主衛生管理の積極的な担い手である指導員の資質向上を図ります。

① 全道食品衛生指導員研修会

「手洗いマイスター認定講習会」として実施します（札幌市。時期未定）

② 地方食協食品衛生指導員研修会

食品衛生指導員による巡回指導の前や「食品衛生月間」に併せて実施します。

(4) 全道食品衛生指導員体験発表会

第61回北海道食品衛生大会事業の一環として、研修を兼ねた発表会を開催し、新しい知識や技術の修得に努めます。

令和6年9月4日（水）ホテル札幌ガーデンパレス

3 食品衛生指導員による巡回指導

夏の食中毒多発期及び食品が多く出回る年末を中心に、管内施設の巡回指導を行います。特に、指導員と食品衛生責任者との接点をより多くするように努め、効果的な指導体制の確立を目指します。

なお、今年度の重点指導目標は、次のとおりとします。

- 「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り」
～やってみてよかったハサップ～

※ 日食協「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り」
～食の安心・安全・五つ星でバッチリ～

4 ブロック会議等の開催

道内8ブロックにおいてブロック会議を開催し、道食協からの事業説明、事業推進等に関する協議、地方食協間の情報交換、指導員や地方食協会員に対する研修等を行います。

第4 福利事業の推進

1 共済部会の開催

令和6年6月27日（木）ホテル札幌ガーデンパレス

2 食品営業賠償共済事業

食品事業者の経営安定及び消費者の利益擁護を図るため、日食協と三井住友海上火災保険(株)との保険契約による食品営業賠償共済等への加入を促進します。

特に、総合的な事故補償である「総合食品賠償共済(あんしんフード君)」については、日食協との連携を図りながら、食品衛生責任者養成・実務講習会の受講者や食品衛生協会関係者を中心に「あんしんフード君」の加入促進を図ります。

3 生命共済事業

食品事業者の事故に対応するため、日食協とジブラルタ生命保険(株)との保険契約による生命共済への加入を図ります。

4 火災共済事業

食品事業者の不慮の災害に対応するため、日本食品衛生協同組合が取り扱う火災共済への加入を図ります。

5 食品衛生指導員見舞金事業

活動中の食品衛生指導員等の事故に対応するため、日食協が三井住友海上火災保険(株)との保険契約により進めている見舞金制度の活用を図ります。

第5 その他事業

1 顕彰事業

食品事業者の食品衛生意識の向上を図るため、食品衛生の向上に貢献した者、食品衛生上優良な施設に対する表彰を行います。選考は、道食協表彰基準に基づき、表彰選考審査会で行います。また、日食協会長表彰等の推薦を行います。

(1) 表彰の種類

会長表彰 食品衛生功労者・食品衛生優良施設・永年勤続職員

会長感謝状 食品衛生指導事業功労

(2) 表彰選考審査会 令和6年7月1日（月）ホテル札幌ガーデンパレス

(3) 表彰式

第62回北海道食品衛生大会において、表彰を行います。

令和6年9月4日（水）ホテル札幌ガーデンパレス

2 北海道HACCP自主衛生管理認証制度事業

高度な食品衛生管理手法であるHACCPに基づく衛生管理を導入した施設を認証する北海道独自の「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」における「認証審査会」の事務局として認定及び同制度の普及促進を図ります。

認証審査会 年5回程度

3 資材の紹介

食品衛生の向上に必要と認められる物品等の紹介を行います。

4 地方食品衛生協会会員確保対策事業

地方食協への非加入、離脱は、組織の根幹に係わる問題であり、地方食協及び日食協と連携して、会員増強に努めます。

会員確保対策の一環として、食品事業者の地方食協への加入を促進するため、「会員の章」を作成・配布することとし、費用は地方食協と道食協がそれぞれ半額ずつを負担します。

5 食中毒無事故対策事業

本年度も「食中毒ゼロ」をめざし、食中毒の発生がなかった地方食協に対し、予算の範囲内で報奨金を支給します。